



外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金

福岡県

申請期間 **令和2年12月21日～令和3年3月19日**

県では、県内企業等が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策(公共交通機関不使用や宿泊施設等における待機)に対応するために負担する経費について、下記のとおり補助を行います。

補助対象者 ①外国人技能実習生等を受け入れた**県内企業等**
②**県内企業等**で雇用される外国人技能実習生を受け入れた**監理団体**
※補助金の交付対象となる経費を現に負担した者が対象

補助対象期間 令和2年7月29日～令和3年3月19日

対象在留資格 ①技能実習 ②特定技能

補助額 技能実習生等**1人当たり15万円(上限)**(補助率 3/4)
水際対策対応のため、県内企業等が負担した
技能実習生等の宿泊費、一定の要件を満たした場合のレンタカー代 等

申請に必要な書類

- ・ 補助金交付申請書(様式1)
 - ・ 在留資格及び入国日を証する書類
 - ・ 県内に所在する事業所で雇用した外国人技能実習生等であることを証する書類
 - ・ 補助対象経費の領収書 等
- ※申請様式等は県ホームページからダウンロードしてください

申請書類提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
福岡県福祉労働部労働局労働政策課 企画調整係
※郵送又は持参にて御提出ください(令和3年3月19日必着)。

申請にあたっての留意事項

- ・ 補助対象経費を「受入企業」と「監理団体」の両方で負担した場合であっても、本補助金の申請に当たっては、「受入企業」又は「監理団体」のいずれかが一括して申請を行ってください。
- ・ 補助金の交付決定を受けた者が下記のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命じることがあります。
 - (1)虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2)補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき

詳しくは県ホームページや窓口までお問い合わせください!

問い合わせ窓口

県ホームページ

092-643-3590

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 企画調整係

福岡県 水際対策 補助金



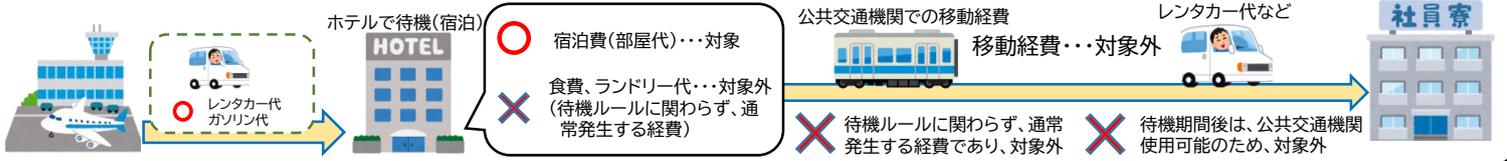
電話受付時間 平日10:00～17:00
(12/29～1/3を除く)

福岡県では、福岡労働局、福岡出入国在留管理局、外国人技能実習機構福岡事務所等関係機関と連携して、外国人労働者の適正な受入環境の整備に向けた取組を推進しています。

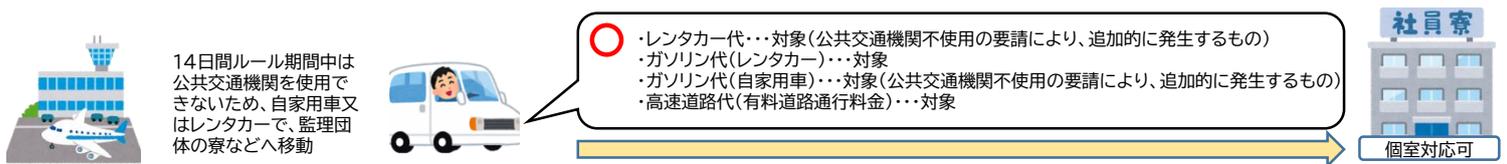
対象となり得る経費の例【イメージ図】

成田・羽田等の県外の空港で受入

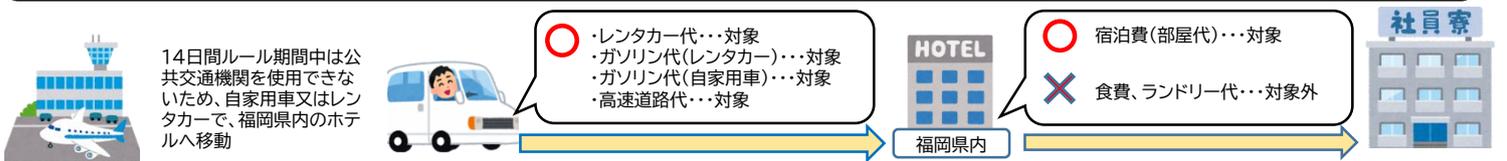
ケース1 (入国後、14日間ルールに基づきホテルで待機(宿泊)。その後、公共交通機関等で監理団体の寮等へ移動)



ケース2 (入国後、レンタカー等で監理団体の寮等(個室対応可)へ移動)

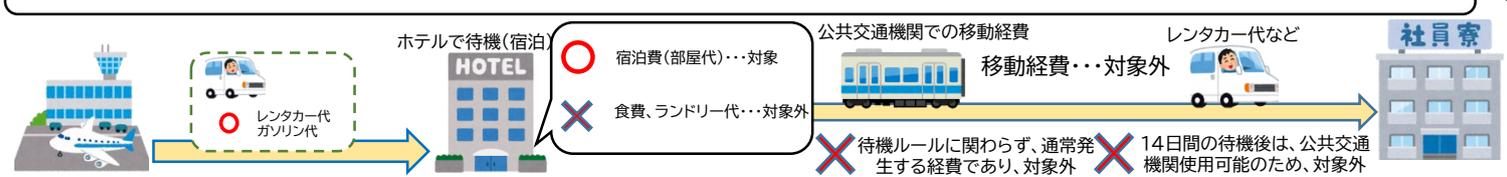


ケース3 (入国後、レンタカー等で福岡県内のホテルへ移動。14日間ルールに基づく待機(宿泊)後、監理団体の寮等へ移動)

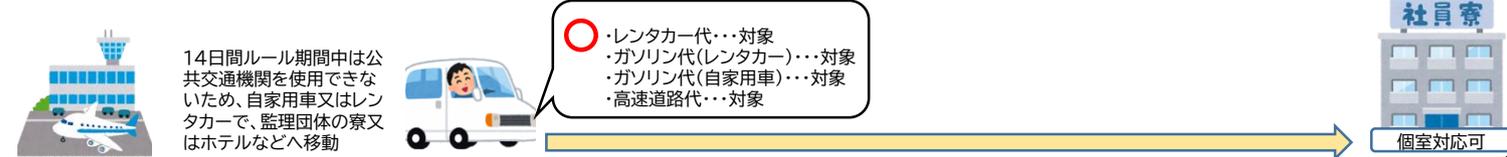


福岡空港で受入

ケース4 (入国後、14日間ルールに基づきホテルで待機(宿泊)。その後、公共交通機関等で監理団体の寮等へ移動)



ケース5 (入国後、レンタカー等で監理団体の寮等(個室対応可)へ移動)



※ 上記は例示であり、補助対象となるか否かは、申請書の審査により判断されます。